

令和8年度 教育学部 科目等履修生 出願要項

大阪教育大学教育学部

本学教育学部では、正規の学生の他に、本学在学生以外の方が特定の授業科目を履修し、資格の取得等をめざす科目等履修生（以下「履修生」という。）の制度があります。

履修生は、本学で開講する授業に支障を来さない範囲において選考の上、履修が許可されます。

1 履修及び在学期間

履修生の在学期間は、履修を許可した授業科目が開講される学期の終わりまでとします。

ただし、入学した年度の翌年度までの間で学期を空けずに継続して履修を希望する方は、追加で履修科目を申請し、学長の許可を受け、在学期間を延長することができます。
(追加履修に係る検定料及び入学料は、徴取しません。)

【注】本学では2学期4ターム制を導入しています。2学期4ターム制とは、前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分け、各8週を1タームとして、1学期2ターム、年間4つのタームで授業を行う制度です。

学 期：前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～3月31日）

ターム：第1ターム（4月13日～6月11日） 第2ターム（6月12日～8月10日）

第3ターム（10月1日～12月1日） 第4ターム（12月2日～2月8日）

2 出願資格

履修生として出願するためには、次の各号の一に該当することが必要です。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者（令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和8年3月31日までにこれに該当する見込みの者（次のア～カのいずれかに該当する者）

(ア) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの（昭和56年文部省告示第153号参照）

(イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）

(ウ) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）

(エ) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号参照）

(オ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（令和8年3月31日までに合格見込みの者を含む。）及び大学入学資格検定に合格した者

(カ) その他高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められる者

【注】出願資格（カ）に該当する者は、別途出願資格審査が必要な場合があるので、第1次出願予定者は令和8年1月9日（金）まで、第2次出願予定者は令和8年6月26日（金）までに必ず申し出て、出願資格の詳細を確認すること。

（※第1次、第2次出願期間については次項「3 出願期間等」を参照してください。）

3 出願期間等

第1次〔開講期を問わず年度内の学部開講科目が対象〕

令和8年2月12日(木)～2月18日(水)

第2次〔後期及び第3ターム、第4タームから開講される学部開講科目が対象〕

令和8年7月27日(月)～7月31日(金)

【注1】必ず出願期間開始日2週間前までに、本要項末尾に記載の問い合わせフォームより、教務課教務係に相談してください。ただし、教員免許状の取得を目的とする場合は、事前に授与権者(各都道府県教育委員会)で単位の確認等をすませてから、教務課教務係に相談してください。(8留意事項⑪参照)

【注2】教育実習の出願には第1次出願期間までに事前確認が必要です。(8留意事項⑨参照)

【注3】集中講義は日程にかかわらずすべて第1次出願期間での申請が必要です。

第2次出願期間には、集中講義による科目(及び集中講義を含む科目)の申請はできません。

4 出願手続

(1) 提出書類等

書類等	摘要
ア 科目等履修生入学願書	本学所定の様式を使用し、必要事項を記入したもの
イ 最終出身校の卒業(修了)証明書	出願資格を確認できるもの 卒業(修了)予定者は、卒業(修了)見込証明書 出願時点で発行日が1年以内のものに限る
ウ 最終出身校の成績証明書	出身学校長が作成したもの 出願時点で発行日が1年以内のものに限る
エ 選考結果通知用封筒	あて先を明記した封筒 〔長形3号(約23×12cm) 410円分の切手貼付〕
オ 検定料等	1 検定料等 検定料 9,800円 検定料等支払い時に、別途、支払方法に応じたシステム利用料がかかります。 【検定料等支払い受付期間】 第1次：令和8年2月4日(水)～令和8年2月18日(水) 第2次：令和8年7月21日(火)～令和8年7月31日(金) 2 支払方法 クレジットカード、Pay-easyペイジー(ネットバンキング)、コンビニエンスストアの利用が可能です。それぞれの詳しい支払方法や手続き・注意事項等は、別紙「大阪教育大学科目等履修生の出願と検定料支払について」でご確認ください。

※ 8留意事項②の履修科目の追加の手続きは、追加願(本学所定の様式)とともに上記エの選考結果通知用封筒を、第2次出願期間中に提出してください。

(2) 提出方法

志願者は、出願書類等を一括し、出願期間中に下記窓口へ郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、確実に書類受付期間内に届くように書留速達郵便又はレターパックで送付してください。

〔出願書類提出先〕

大阪教育大学柏原キャンパス教務課教務係

大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

近鉄大阪線「大阪教育大前駅」下車 南東へ約1km

※エスカレーター(上り専用)、階段あり

窓口取扱時間：8時30分～17時15分

5 選考

選考は、書類審査により行います。
ただし、出願科目によっては、面接を行う場合があります。

6 選考結果通知

選考結果通知は、郵送により通知します。

(第1次出願分については令和8年3月末頃の予定、第2次出願分については9月末頃の予定です。)

7 入学料及び授業料

入学料及び授業料は、所定の期日までに納付してください。期日を過ぎても納付されない場合は、入学を辞退したものとみなします。(履修許可者には詳細を別にお知らせします。)

(1) 入学料 28,200円

(2) 授業料 1単位につき 14,800円

※授業料は、履修を許可された科目の総単位数分を納付してください。

(履修許可後の部分履修は認められません。)

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※上記記載の金額は、令和7年度入学者の金額であり、令和8年度入学者については変更される場合があります。

8 留意事項

出願に当たっては、次の留意事項を熟知しておいてください。

- ① 履修生が入学した年度内に履修できる科目の合計単位数は、20単位以内です。
- ② 第1次出願期間に出願し、入学を許可された者が、第2次出願期間で履修科目を追加する場合、第1次出願期間で履修を許可された科目の単位数と合わせ、20単位まで出願することができます。
- ③ 上記1ただし書きにより翌年度に継続して追加履修できる科目の合計単位数は、上記①②を準用し、20単位以内です。
- ④ 集中講義は日程にかかわらず、すべて第1次出願期間での申請が必要です。第2次出願期間には、集中講義による科目(及び集中講義を含む科目)の申請はできません。
- ⑤ 定員等の関係により履修を許可されない科目がありますので、履修科目の選択については、出願期間までに教務課教務係にお問い合わせください。
- ⑥ 履修を許可された授業科目であっても、本学学生の受講がない場合は、不開講となりますので、あらかじめご承知おきください。
- ⑦ 集中講義科目については、授業開講日程が未定です。入学許可後に日程が決定するため、受講できない等の不利益が生じても、入学料及び授業料の返還はできませんので、あらかじめご承知ください。
- ⑧ 教育学部の昼間開講科目と夜間開講科目(小学校教育(夜間)5年専攻の科目)を重複して出願することはできません。
- ⑨ 教育実習及び教職実践演習への参加は、本学の教育学部卒業生及び学長が認めた者以外は認められません。ただし、教職実践演習の評価は、教育実習を修了している場合に限り行います。なお、教育協働学科又は教養学科卒業生の教育実習の種別は教育協働学科実習のみとなります。また、教育実習の出願に際しては、本学で履修した科目の修得単位による教育実習参加要件の確認などが必要となりますので、出願期間までに必ず教務課教務係で事前に確認を受けてください。事前確認がない場合は、教育実習の出願は受け付けられません。
- ⑩ 教育学部の履修生は、本学大学院(教育学研究科並びに連合教職実践研究科)及び専攻科の学生のために開講されている科目を履修することはできません。
- ⑪ 教員免許状の取得を目的とする場合は、事前に授与権者(各都道府県教育委員会)に必要とする科目及び単位等を確認し、その上で本学に相談してください。
- ⑫ 本学教育学部で修得した単位のすべてが教育職員免許法上の単位として認められるとは限りません。
- ⑬ 履修した授業科目について試験等を受け合格した者には、本学教育学部の議を経て、所定の単位が付与されます。前期、第1ターム及び第2ターム開講科目の単位認定時期は9月頃、後期、通年、第3ターム及び第4ターム開講科目の単位認定時期は3月頃です。(集中講義は実施時期によりいずれかの時期に単位認定されます。)

- ⑯ 上記⑬で認定された単位については、履修生からの請求により、単位修得証明書を交付します。
- ⑰ 履修生は、図書館など本学施設等を利用することができます。
- ⑯ 履修生は、通学定期券購入など学生割引の適用が受けられません。
- ⑰ 本学キャンパスにおける通学のための車両入構に関しては、許可が必要です。特に、天王寺キャンパスでは原則として車・バイクでの通学は認めていません。障がい・病気等の理由で希望する方は出願前に本要項末尾の問い合わせ先までご相談ください。
- ⑯ 履修生が退学しようとする場合は、理由を付して学長に願い出てください。
- ⑯ 本学のすべての在学生（学部、大学院、専攻科の学生及びそれらの入学予定者）は、出願できません。
- ⑯ 日本国籍を有しない者で、本学履修生として在学することで、在留資格の「留学」を取得しようとする方は、出願できません。
- ⑯ 教育学部の履修生を志願する者は、本学大学院の履修生を志願し、重複して出願することはできません。
- ⑯ 現に在職中の者は、入学及び修学に支障を来さないよう勤務先の承諾をとっておいてください。
- ⑯ 既納の検定料、入学料、授業料及び提出書類は、返還できません。ただし、次の場合は、所定の手続きを経て、返還します。
- ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった場合、又は出願資格を有していないため出願書類が受理されなかった場合
- イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- ウ) 上記⑦の入学手続後、特別な事情により、所定の期日までに本学への入学を辞退し、入学辞退手続が完了した場合の授業料
- エ) 上記⑥により不開講となった科目の授業料及び当該科目の他に履修が認められた科目がない場合の検定料・入学料
- 上記ア)～ウ)に該当する場合は、お問い合わせください。
- なお、ア)～ウ)の返還に係る振込手数料は請求者の負担です。
- また、返還請求には領収書、明細票等の支払いを確認できる書類が必要となりますので必ず保管しておいてください。クレジットカードで支払った場合は、入金確認メールを印刷したものでも構いません。
- ⑯ 履修者は、授業料のほか、必要に応じて教材費その他の受講に必要な費用を負担していただきます。
- ⑯ 本学では、ノートパソコンを必携としているため、授業内で使用することがあります。
- 履修に伴い必要となった場合は、各自で準備してください。
- ⑯ 科目により、授業をオンラインで実施する場合があります。
- ⑯ 学則及び学内諸規程に違反する行為があった場合は、履修の許可を取り消します。
- ⑯ 障がい又は病気その他の理由で、受験上の配慮を希望する方は、出願期間までに教務課教務係へご相談ください。
- （本学は障がい学生修学支援ルームを設置しています。本ルームは入学後に修学上の配慮を希望する方の事前相談にも応じています。その場合は、障がい学生修学支援ルーム
[TEL: 072-978-3479 E-mail: sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp
受付時間：平日8時30分～17時15分]までお問い合わせください。）

問い合わせ先

大阪教育大学学務部教務課教務係

受付時間：平日8時30分～17時15分

TEL: 072-978-3555

E-mail: kyomukakari@bur.osaka-kyoiku.ac.jp



問い合わせフォーム

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/class/kenkyu-kamokutou2.html>